

総行公第102号  
平成20年12月26日

各都道府県知事  
各指定都市市長  
各人事委員会委員長

） 殿

### 総務事務次官

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律における地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等の施行について（通知）

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成20年法律第94号。以下「改正法」という。）が本日公布され、同法の中で、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「地方育休法」という。）等について一部改正が行われました。

改正法は、人事院の平成20年8月11日付けの職員の給与の改定に関する勧告及び職員の勤務時間の改定に関する勧告を踏まえ、一般職の国家公務員について、医療職俸給表(一)の適用を受ける職員の初任給調整手当の額の改定等を行うとともに、勤務時間を一週間当たり38時間45分に改定する等の改正を行っております。

一般職の国家公務員において通常の職員の勤務時間が短縮されたことに伴い、育児短時間勤務職員の勤務時間等についても改定するため、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号。以下「国家育休法」という。）の関係規定の改正が行われました。地方育休法の改正は、これとの均衡を考慮し、国家育休法の改正と同趣旨の改正を行ったものです。

貴職におかれては、今回の改正の趣旨に則り、下記事項に留意の上、その施行に遺漏のないよう格別の配慮をお願いします。

なお、地方育休法の一部改正に係る運用や条例参考例については、別途通知する予定ですので、これも参考の上、所要の措置を講ずるようお願いします。

おって、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知願います。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

## 記

### 第1 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正（第4条）

#### 一 育児短時間勤務の勤務の形態を次に掲げるいずれかの形態とすること。（第10条第1項関係）

- 1 日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において1日につき10分の1勤務時間（当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間（以下「週間勤務時間」という。）に10分の1を乗じて得た時間に端数処理（5分を最小の単位とし、これに満たない端数を切り上げることをいう。以下同じ。）を行って得た時間をいう。以下同じ。）勤務すること。
- 2 日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において1日につき8分の1勤務時間（週間勤務時間に8分の1を乗じて得た時間に端数処理を行って得た時間をいう。以下同じ。）勤務すること。
- 3 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を週休日とし、週休日以外の日において1日につき5分の1勤務時間（週間勤務時間に5分の1を乗じて得た時間に端数処理を行って得た時間をいう。以下同じ。）勤務すること。
- 4 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を週休日とし、週休日以外の日のうち、2日については1日につき5分の1勤務時間、1日については1日につき10分の1勤務時間勤務すること。
- 5 1から4までに掲げるもののほか、1週間当たりの勤務時間が5分の1勤務時間に2を乗じて得た時間に10分の1勤務時間を加えた時間から8分の1勤務時間に5を乗じて得た時間までの範囲内の時間となるように条例で定める勤務の形態

#### 二 並立任用をすることができる育児短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を5分の1勤務時間に2を乗じて得た時間に10分の1勤務時間を加えた時間から10分の1勤務時間に5を乗じて得た時間までの範囲内の時間とすること。（第13条関係）

### 第2 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う経過措置（附則第5条）

- 一 平成21年4月1日（施行日）以後において、改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務（同法第11条第2項において準用する育児短時間勤務の期間の延長の場合を含む。）をするため、同法第10条第3項の規定による承認を受けようとする職員は、施行日前においても、当該承認を請求することができること。

二 平成21年4月1日（施行日）に現に改正前の地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員に係る当該育児短時間勤務の承認は、施行日の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日に、施行日から当該育児短時間勤務の期間の末日までの間において任命権者が定める内容の改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をすることの承認があったものとみなすこと。

第3 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の一部改正（附則第8条）  
企業職員に係る第1の一の適用について、必要な読替規定を整備すること。  
（第39条第3項関係）

第4 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の一部改正（附則第13条）  
特定地方独立行政法人の職員に係る第1の一の適用について、必要な読替規定を整備すること。（第53条第5項関係）

第5 施行期日（附則第1条）  
平成21年4月1日から施行すること。ただし、第2の一については改正法の公布の日から施行すること。